

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書（フィルタリングサービス不要申出書）

申出者（保護者）

住所

氏名 _____ 印 電話 _____ () _____ (※1)

私は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」第十七条第一項ただし書きの規定により、下記の理由があるのでフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。（※2）

記

●フィルタリングサービス不要理由

	1. 青少年本人が仕事をしており、加入すると仕事上著しい支障が出るため 2. 青少年本人の障がい、病気により、加入すると生活上著しい支障が出るため 3. 有害情報を閲覧等することがないよう、申出者（保護者）が青少年本人による利用状況を把握するため
上記欄の中に右の不要理由番号を記入してください。	

●使用申込者

使用 者 氏 名 (未成年など)	フリガナ	年 齢	才
	氏 名		
住 所	〒	生 年 月 日	
		大・昭・平 年 月 日	
契約携帯電話番号	() - / 新規に契約する回線		

●ご確認事項

<p>1. インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスを利用されない場合や利用を中止される場合は十分にご留意ください。</p> <p>(1) 出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。 「出会い系サイト」にかかわる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の 95.3%を占めます。さらに被害者のうち、18 歳未満の未成年者の割合が約 82.3%を占めています。（平成 25 年 2 月警察庁発表）</p> <p>(2) プロフ、SNS 等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやりとり等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じること。</p> <p>(3) ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうること。</p> <p>(4) 興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合があること。等</p> <p>2. お子様の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法、利用時間帯・料金などについて、よく話し合ってルールを決めてください。また、そのルールは定期的に見直しをしましょう。</p>

※1 申出者（保護者）ご本人によるご提出でない場合、申出者（保護者）ご本人に 確認の連絡をさせていただく場合があります。

※2 本書のご提出が必要となるのは、使用者が 18 歳未満の場合で、当社のフィルタリングサービス（オプションサービス）を利用されない場合や廃止される場合です。

◆ 記載内容（氏名・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、契約を解除させていただく場合があります。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)」第十七条第一項ただし書きの規定について

※ この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

※ この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(第17条の趣旨)

本条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、その役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合に、原則として、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を、その役務の提供の条件とする義務を課すとともに、保護者に対し、青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務を締結する場合にはその旨を申告する義務を課すものである。

(第17条の解説)

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務(第1項)

1 本項は、青少年が携帯電話端末やPHS端末を通じて青少年有害情報を閲覧する可能性が高いことにかんがみ、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方である場合及び携帯電話端末やPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならないとするものである(本文)。

2 ただし、当該青少年に青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断するのが適当であると考えられることから、当該青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合には、提供しなくてもよいこととされている(但書)。

3 文言上、本項の義務は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約が本法施行後に締結された場合だけでなく、本法施行前に締結された場合にも適用される。したがって、契約の相手方が青少年であることや携帯電話端末・PHS端末の利用者が青少年であることが携帯電話インターネット接続役務提供事業者に判明している場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の保護者の申出がない限り、当該事業者は当該役務の提供にあたっては青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。

しかしながら、本法施行前にすでに保護者から青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨が申告されている場合にまで提供することは、保護者の意思に反するとともに、不要な負担を課すことにつながるから、経過措置を設けることが必要となる(附則第2条参照)。

二 保護者の義務(第2項)

本項は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話端末等の使用者が青少年であることを知らずにその役務を提供してしまい、第1項の義務を果たせないことを防ぐため、かかる場合に保護者にその旨を申し出る義務を課したものである。

なお、青少年自身が契約を締結しようとする場合については、契約者が青少年であるかは直接確認可能であることから、本項の適用対象とはなっていない。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

附 則

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をしている者に関する経過措置)

第二条 法の施行の際現に携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務を提供している契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合における当該携帯電話インターネット接続役務の提供について、当該青少年の保護者が当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し青少年有害情報フィルタリングサービスに相当する役務を利用しない旨の申出を施行日前にしているときは、法第十七条第一項ただし書の規定による申出が行われたものとみなす。

(施行令附則第2条の解説)

法施行前に既に青少年の保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に相当する者に対してフィルタリングサービスに相当する役務を不要とする旨の申出をしている場合については、法第17条ただし書に規定する、保護者による青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出を行ったものとみなすことにより、その効力を法施行後も持続させ、施行前に保護者がフィルタリングサービスを不要とする申出を行った場合にまで、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件とする義務が及ばないようにするものである。